



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日（金） 号外（第14号）

目次

	ページ
病院管理規程	
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営戦略課）	2
○群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（同）	2
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同）	2
○群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（同）	2
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程（同）	8

■ 病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程（平成十五年群馬県病院管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戦略企画係及び業務改善・DX推進係」を「戦略・DX推進係及び新病院建設準備係」に改める。

第六条第二項中「看護主監」の下に「、新病院建設準備主監」を加える。

第七条第五項中「児童思春期診療部長」を「第四診療部長及び児童思春期診療部長」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職員就業規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「勤務時間は、」の下に「経営戦略課長が別に定めるところにより」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削る。

第四条第二項中「休憩時間は、」の下に「経営戦略課長が別に定めるところにより」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削る。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程（平成十五年群馬県病院管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百」を「百分の百二・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

別表第三専門機関の項中

12	薬剤師	を
13	調剤の補助業務に従事する職員	
12	薬剤師	
13	調剤の補助業務に従事する職員	に改め
14	歯科衛生士	

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年群馬県病院管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手

当」を加える。

第十四条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第六項中「(県給与条例第二十条の二第三号の規定を除く。)」を削り、「同号」を「県給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程第十四条第一項」と、同条第三号」に改め、「職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と」を削る。

(勤勉手当)

第十四条の二 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する病院局会計年度任用職員に対し、当該病院局会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の県会計年度給与規則第十八条の三で定める日に支給する。

2 前項に規定する病院局会計年度任用職員のうち次の各号のいずれかに該当する病院局会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。

一 休職にされている者(県会計年度給与規則第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者を除く。)

二 前条第二項第一号及び第二号のいずれかに該当する者

三 育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の病院局会計年度任用職員

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の支給割合(次項に規定する病院局会計年度任用職員の勤務期間による割合(同項において「期間率」という。))に第五項に規定する病院局会計年度任用職員の勤務成績による割合(同項において「成績率」という。))を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。

4 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における病院局会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じ、次の各号で定める割合とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月十五日以上六箇月未満 百分の九十五
- 三 五箇月以上五箇月十五日未満 百分の九十
- 四 四箇月十五日以上五箇月未満 百分の八十
- 五 四箇月以上四箇月十五日未満 百分の七十
- 六 三箇月十五日以上四箇月未満 百分の六十
- 七 三箇月以上三箇月十五日未満 百分の五十
- 八 二箇月十五日以上三箇月未満 百分の四十
- 九 二箇月以上二箇月十五日未満 百分の三十
- 十 一箇月十五日以上二箇月未満 百分の二十
- 十一 一箇月以上一箇月十五日未満 百分の十五
- 十二 一箇月未満 零

5 成績率は、病院局会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該病院局会計年度任用職員が次の各号に掲げる病院局会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の第一項の病院局会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ管理者と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な病院局会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下

二 勤務成績が優秀な病院局会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満

三 勤務成績が良好な病院局会計年度任用職員 百分の九十八・五

四 勤務成績が良好でない病院局会計年度任用職員 百分の九十八・五未満

6 前項に定めるもののほか、病院局会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、群馬県会計年度任用職員の例による。

7 前条第四項の規定は、第三項の勤勉手当基礎額について準用する。

8 第三項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、群馬県会計年度任用職員の例による。

9 県給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定は、病院局会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「病院局会計年度任用職員」と、県給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程第十四条の二第一項」と、同条第三号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と読み替えるものとする。

第十五条中「前条第六項」を「第十四条第六項及び前条第九項」に改める。
 第十六条の見出し中「期末手当基礎額」の下に「及び勤勉手当基礎額」を加え、同条中「期末手当基礎額」の下に「及び第十四条の二第三項の勤勉手当基礎額」を加える。
 別表第一を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

資格免許職A 基準額表

（その1）

区分	職種 号 給	医師 (シニアレジ)	医師 (レジ)	医師 (初期臨床)	看護師 助産師	准看護師	薬剤師	検査・放射 線技師 ME・PT・ OT・ST 歯科衛生士	
		月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	
フル タイム 会計 年度 任用 職員	1	592,600	483,100	417,600	218,000	173,000	234,000	203,000	
	2	594,000	485,500	420,300	219,800	174,800	236,000	204,800	
	3	595,400	487,900	423,000	221,600	176,600	238,000	206,600	
	4	596,800	490,300	425,700	223,400	178,400	240,000	208,400	
	5	598,100	492,700	428,500	225,000	180,000	242,000	210,000	
	6			495,100		227,000	182,000	244,000	212,000
	7			497,500		229,000	184,000	246,000	214,000
	8			499,900		231,000	186,000	248,000	216,000
	9			502,300		233,000	188,000	250,000	218,000
	10					234,900	189,700	251,800	219,700
	11					236,800	191,400	253,600	221,400
	12					238,700	193,100	255,400	223,100
	13					240,400	194,600	257,100	224,800
	14					242,300	196,300	258,900	226,500
	15					244,200	198,000	260,700	228,200
	16					246,100	199,700	262,500	229,900
	17					247,900	201,200	264,300	231,600
	18					249,800	202,900	266,100	233,300
	19					251,700	204,600	267,900	235,000
	20					253,600	206,300	269,700	236,700
	21					255,300	207,900	271,400	238,400
	22					257,200	209,600	273,200	240,100
	23					259,100	211,300	275,000	241,800
	24					261,000	213,000	276,800	243,500
	25					262,700	214,500	278,500	245,300
	26					264,600	216,200		247,000
	27					266,500	217,900		248,700
	28					268,400	219,600		250,400
	29					270,100	221,100		252,100
	30					272,000	222,800		253,800
	31					273,900	224,500		255,500
	32					275,800	226,200		257,200

	33			277,600	227,700	258,900
	34			279,500	229,400	260,600
	35			281,400	231,100	262,300
	36			283,300	232,800	264,000
	37			285,000	234,300	265,700
	38				236,000	
	39				237,700	
	40				239,400	
	41				241,000	
	42				242,700	
	43				244,400	
	44				246,100	
	45				247,600	
	46				249,300	
	47				251,000	
	48				252,700	
	49				254,200	

※基準月額には地域手当を含む。

(その2)

区分	職種	保育士	管理栄養士	PSW	MSW	臨床心理技術者	栄養士	保健師
	号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
フルタイム会計年度任用職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	173,000	195,000	195,000	180,000	203,000	171,400	212,700
	2	174,800	197,000	197,000	182,000	204,800	173,100	214,700
	3	176,600	199,000	199,000	184,000	206,600	174,800	216,800
	4	178,400	201,000	201,000	186,000	208,400	176,600	218,800
	5	180,000	203,000	203,000	188,000	210,000	178,000	220,900
	6	182,000	204,800	204,800	189,800	212,000	179,900	222,900
	7	184,000	206,600	206,600	191,600	214,000	181,800	225,000
	8	186,000	208,400	208,400	193,400	216,000	183,700	227,000
	9	188,000	210,000	210,000	195,000	218,000	185,600	229,100
	10	189,900	212,200	212,000	196,900	220,300	187,500	231,200
	11	191,800	214,400	214,000	198,800	222,600	189,400	233,300
	12	193,700	216,600	216,000	200,700	224,900	191,300	235,400
	13	195,400	218,900	217,800	202,700	227,000	193,100	237,300
	14	197,300	221,100	219,800	204,600	229,300	194,900	239,200
	15	199,200	223,300	221,800	206,500	231,600	196,700	241,100
	16	201,100	225,500	223,800	208,400	233,900	198,400	242,800
	17	202,900	227,700	225,600	210,400	236,000	200,100	244,500
	18	204,800	229,900	227,500	212,300	238,300	201,800	246,200
	19	206,700	232,100	229,400	214,200	240,600	203,400	247,700
	20	208,600	234,300	231,300	216,100	242,900	205,000	249,200
	21	210,300	236,600	233,300	218,100	245,000	206,600	250,700
	22	212,200	238,800	235,300	220,100	247,300	208,100	252,200
	23	214,100	241,000	237,300	222,100	249,600	209,600	253,700
	24	216,000	243,200	239,300	224,100	251,900	211,100	255,200
	25	217,700	245,400	241,100	225,900	254,000	212,500	256,700
	26	219,600	247,600	243,100	227,800	256,300	213,900	258,200
	27	221,500	249,800	245,100	229,700	258,600	215,300	259,700
	28	223,400	252,000	247,100	231,600	260,900	216,700	261,200
	29	225,200	254,300	248,900	233,600	263,000	218,100	262,700
	30	227,100	256,500	250,900	235,500	265,300	219,500	264,200
	31	229,000	258,700	252,900	237,400	267,600	220,900	265,700
32	230,900	260,900	254,900	239,300	269,900	222,300	267,200	

	33	232,600	263,100	256,700	241,300	272,000	223,700	268,700
	34	234,500					225,100	270,200
	35	236,400					226,500	271,700
	36	238,300					227,900	273,200
	37	240,100					229,300	274,700
	38	242,000					230,700	
	39	243,900					232,100	
	40	245,800					233,500	
	41	247,500					234,900	
	42							
	43							
	44							
	45							
	46							
	47							
	48							
	49							

※基準月額には地域手当を含む。

別表第三中「九一五円」を「九九〇円」に、「九七〇円」を「一、〇四五円」に改める。
 別表第四を次のように改める。
 別表第四(第六条関係)
 業務職基準額表

号給	基準額の月額
五号給	一二七、八〇〇円
六号給	一二八、七〇〇円
七号給	一二九、五〇〇円
八号給	一三〇、四〇〇円
九号給	一三一、一〇〇円
十号給	一三二、二〇〇円
十一号給	一三三、二〇〇円
十二号給	一三四、二〇〇円
十三号給	一三五、一〇〇円
十四号給	一三六、三〇〇円
十五号給	一三七、四〇〇円
十六号給	一三八、七〇〇円
十七号給	一三九、五〇〇円
十八号給	一四〇、六〇〇円
十九号給	一四一、七〇〇円
二十号給	一四二、七〇〇円
二十一号給	一四三、七〇〇円
二十二号給	一四五、五〇〇円
二十三号給	一四七、二〇〇円

二十四号給	一四八、九〇〇円
二十五号給	一五〇、六〇〇円
二十六号給	一五一、九〇〇円
二十七号給	一五三、〇〇〇円
二十八号給	一五四、二〇〇円
二十九号給	一五五、三〇〇円
三十号給	一五六、四〇〇円
三十一号給	一五七、五〇〇円
三十二号給	一五八、五〇〇円
三十三号給	一五九、六〇〇円

附則
 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「収支金報告書」を「書類」に改める。

第三十五条第一項中「き損して」を「毀損して」に改める。

第四十二条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

5 企業出納員は、特別な事情により第二項の規定により難いときは、管理者の承認を得て、同項の規定によらないことができる。

第四十五条中「の規定により私人に対し」を「において準用する地方自治法第二百四十三条の規定により」に改める。

第四十五条の二第一項中「の規定により」を「において準用する地方自治法第二百

四十三条の二の規定により」に、「徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第二項中「徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第五十二条第二項の表中

共済費	支出負担決議伺兼支出票
招へい医師に支払う報償費	支出負担決議伺兼支出票
共済費	支出負担決議伺兼支出票
タクシー及びハイヤー使用料	支出負担決議伺兼支出票
タクシー及びハイヤー使用料	支出負担決議伺兼支出票
第七十五条第十二号に掲げる経費	支出負担決議伺兼支出票
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第七十三条第一項に規定する再資源化等預託金、同条第四項に規定する情報管理預託金並びに同条第六項に規定する再資源化等預託金及び情報管理預託金の管理に関する料金	支出負担決議伺兼支出票
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第七十三条第一項に規定する再資源化等預託金、同条第四項に規定する情報管理預託金並びに同条第六項に規定する再資源化等預託金及び情報管理預託金の管理に関する料金	支出負担決議伺兼支出票
物品の購入(修繕及び印刷を含む。)に係る経費のうち予定価格が五万円未満のもの	支出負担決議伺兼支出票
会議等で引用するために提供する飲料(接待用の茶葉等を含む。)であつて、予定価格が五万円未満のもの	支出負担決議伺兼支出票

を、に、を、に、を、に、を、に、

クリーニング料及び複写機使用に係る経費、宅急便の料金並びにタイヤ交換に係る経費のうち予定価格が五万円未満のもの

物品の購入(修繕及び印刷を含む。)に係る経費

物品の購入(修繕及び印刷を含む。)に係る経費のうち予定価格が五万円以上のもの

クリーニング料及び複写機使用に係る経費

クリーニング料及び複写機使用に係る経費、宅急便の料金並びにタイヤ交換に係る経費のうち予定価格が五万円以上のもの

第六十三条第一項中「第二十一条の十二第一項」を「第二十一条の十一第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の十二第一項ただし書」を「第二十一条の十一第一項ただし書」に改め、同条第三項中「債権者等が受領に使用する印鑑を支払依頼票(別記様式第四十五号)に押印させ」を削り、「印鑑照合」を「照合」に、「別記様式第四十六号」を「別記様式第四十五号」に改め、「直ちに支払依頼票」の下に「(別記様式第四十六号)」を加える。

第六十四条ただし書を削る。

第六十五条中「又は前条ただし書に規定する金融機関」を削る。

第六十九条第一項中「各号のいずれかに該当する場合」を「債権者等から当該支払通知書を毀損し、又は汚損したために支払を拒絶されたことを理由に、当該毀損し、又は汚損した支払通知書を添えて支払通知書再発行請求書(別記様式第五十一号)の提出を受けたとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改める。

第七十一条後段を削る。

第七十五条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 電気通信機器の賃借に要する経費(単価又は一月当たりの対価の額が契約等により定められている経費に限る。)

十三 金融機関へ支払う手数料及びこれに付随して支払う月額利用料

第九十七条を次のように改める。

を、に、を、に、

(預金残高報告)

第九十七条 総括店及び統括店は、毎月末日現在の預金残高について、企業出納員の依頼により、預金残高証明書を作成し、翌月の十日までに企業出納員に提出しなければならない。

第八十八条中「記入させ、かつ、押印させて」を「記入させて、」に、「押す」を「押印の上、企業出納員に送付する」に改める。

第九十九条第一項中「かつ、支払場所として指定された金融機関に通知して支払の準備をさせなければ」を「支払の準備をしなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「記入させ、かつ、押印させて」を「記入させて、」に改める。

第一百一十一条を次のように改める。

第一百一十一条 削除

第一百四十四条第一項に次の一号を加える。

六 インターネット経由で利用申込を行うことによりサービスの提供を受けられるものうち、相手方が契約書の作成を求めておらず、かつ、支出の根拠となる利用料金等が事前に明確になっているとき。

第一百四十八条中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第一百四十八条の二及び第四百四十八条の三中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

第一百五十一条第一項第一号中「が十万円」を「が三十万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第六百六十一条第一項中「第二十一条の十四第一項第五号」を「第二十一条の十三第一項第五号」に改め、同条第二項中「第二十一条の十四第一項第八号」を「第二十一条の十三第一項第八号」に改める。

第二百九条中「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

別記様式第四十五号及び別記様式第四十六号を次のように改める。

別記様式第45号（規格縦114ミリメートル横182ミリメートル）（第63条関係）
表

支払通知書

住所・氏名 〒 ー			
カナ名称			
支払場所	店		
種別口座番 号	普・当・他ー		
支払方法	直接払	隔地払	口座振替
具体的な 手続	この通知書又は同封の小切手と引換えに、支払場所で、現金をお受けとりください。 裏面もお読みください。		指定の口座に振り込みました。

年 度		会計名
支 出 番 号	ー	
発 行 年 月 日		
支 払 所 属 名		
支 払 金 の 内 容 (請 求 番 号)	()	
支 出 金 額		
控 除 金 額		
支 払 金 額		

企業出納員

印

裏

収入印紙	領 収 証 書
表記の金額を領収しました。	
年 月 日	
受領者住所	
氏名.....印	

委 任 状	
表記金額の領収を	
に委任しました。	
年 月 日	
住所	
氏名.....印	

御注意

- 1 口座振替の場合は、御指定の口座に振込をしてあります。
- 2 直接払の場合は、必要事項を記入、押印の上、支払場所で本書と引換えに表記の金額をお受け取りください。
- 3 隔地払の場合は、必要事項を記入、押印の上、支払場所で本書と引換えに表記の金額をお受け取りください。
支払場所が群馬銀行以外の場合は、本書は不要ですが、同封の小切手裏面に記名、押印し、支払場所に提示してください。
- 4 本書の有効期間は、発行の日から1年間です。もし1年を経過した場合は、支払金融機関で未払証明を受け、再請求手続きを行ってください。
- 5 本書を破損し、汚損し、又は紛失したため支払を受けられなかった場合は、支払金融機関で未払証明を受け、本書の再発行手続きを行ってください。

別記様式第46号(規格縦114ミリメートル横182ミリメートル)(第63条関係)

支払依頼票

住所・氏名 〒 ー	
カナ名称	
支払場所	店
種別口座番 号	普・当・他ー
支払方法	直接払 隔地払 口座振替
支払 年月日	

年 度		会計名	
支 出 番 号		—	
発 行 年 月 日			
支 払 所 属 名			
支 払 金 の 内 容 (請 求 番 号)		()	
支 出 金 額			
控 除 金 額			
支 払 金 額			

企業出納員

店御中

印

支払依頼票（控）

住所・氏名 〒 ー	
カナ名称	
支払場所	店
種別口座番 号	普・当・他ー
支払方法	直接払 隔地払 口座振替

年 度		会計名
支 出 番 号	ー	
発 行 年 月 日		
支 払 所 属 名		
支 払 金 の 内 容 (請 求 番 号)	()	
支 出 金 額		
控 除 金 額		
支 払 金 額		

別記様式第五十三号中

支払通知書 未払証明	上記の支払通知書は、 証明します。 年 月 日 現在未払であることを (支払場所) 年 月 日 銀行 店 印
---------------	---

を削る。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
